鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容 小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総ト ン数	漁業を営む者の 資格	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1月1日か ら12月31日 まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満	北海道に住所又 は漁業根拠地を 有する者	2
					新潟県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	1
					福井県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	2
					兵庫県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	1 6
					島根県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	3
					長崎県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	4
	最大高潮時海岸 線から 27,000 メートル以遠の 鳥取県沖合	1月1日か ら12月31日 まで		10 トン以上 30 トン未満	北海道に住所又 は漁業根拠地を 有する者	3 3
					青森県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	1 9
					岩手県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	2
					山形県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	3
					富山県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	1

	石川県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	2
	福井県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	6
	兵庫県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	3
	島根県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	2
	佐賀県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	3
	長崎県に住所又 は漁業根拠地を 有する者	2 2

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和7年11月1日から同月30日まで
- 3 許可の有効期間令和8年1月1日から同年12月31日まで
- 4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。